

令和4年度 農業委員会総会

議 事 録

日 時 : 令和4年 7 月 22 日 午前 10 時～

場 所 : 坂出市役所 2 階大会議室

署名委員

富木田 好正

濱崎 郷廣

坂出市農業委員会

出席農業委員 17 名

1 番 富木田 好正
2 番 山下 恭生
3 番 猪熊 幸雄
4 番 三野 久米吉
5 番 梶野 和幸
6 番 木下 得代
7 番 山本 茂
8 番 大原 眞路 (会長職務代理)
9 番 中村 康男 (会長)
10 番 宮本 賢一
11 番 吉田 宏明
12 番 品地 正明
13 番 吉田 昌治
15 番 原 武信
16 番 竹内 博文
17 番 三木 洋一
18 番 石井 淑雄

出席農地利用最適化推進委員 15 名

1 番 福家 朗夫
3 番 土井 正幸
4 番 大久保 久雄
5 番 山口 豊
6 番 渡邊 明彦
7 番 濱崎 郷廣
8 番 岡野 孝文
9 番 山下 祝
11 番 古家 育夫
12 番 喜田 清己
14 番 細谷 秀樹
15 番 井上 賀博
16 番 中條 健朗
17 番 西田 吉徳
19 番 西久保 晋

欠席農業委員 1 名

14 番 川田 一博 (委任状あり)

欠席農地利用最適化推進委員 4 名

2 番 田中 義久
10 番 乃村 一彦 (委任状あり)
13 番 綾野 富夫 (委任状あり)
18 番 谷口 正行 (委任状あり)

事務局出席者

事務局長 藤本 直哉
事務局長補佐 竹村 秀基
書記 佐藤 由佳
書記 山崎 貴士

【事務局長】

みなさんこんにちは。定刻がまいりましたので、只今より令和4年度 坂出市農業委員会 通常総会を開会致します。

開会に当たりまして、中村会長よりご挨拶を申し上げます。

【中村会長】

令和4年度 坂出市農業委員会 通常総会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、大変お忙しい中、有福市長様をはじめ関係各位の方々のご臨席を賜り、総会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

また、本日お集まりの委員の皆様方におかれましても、定例会でのご審議だけでなく、それぞれの地域の農業者の代表として、活躍して頂いておりますことに対しまして、心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、現在の日本の農業を取り巻く状況は、新型コロナウイルスの感染拡大により、外食産業や観光産業が大きな打撃を受け、これらの関連事業への農作物の供給量が大幅に減少するなど、農業生産者も大きな影響を受けております。

また、国は農地の集積・集約化について、令和5年度までに担い手への集積率を8割とする目標を掲げておりますが、令和3年度の実績で香川県は3割に満たない集積状況であり、全国平均の58%の半分程度の集積率にとどまっております。今後、農地中間管理機構を軸に、関係機関と連携した取り組みが重要であり、農業委員と推進委員の現場活動を通じた受け手・出し手の情報収集が期待されております。

農業委員会は、従来から地域に根ざした家族経営とその延長線にある法人経営、集落営農を中心に、新規就農者と参入企業など多様な農業経営を育成・確保し、それらが共存、切磋琢磨して農業振興を図るべく活動を重ねてまいりました。

こうした情勢のもと、本市農業委員会においては、農業委員会業務の重点として法定化された「農地利用最適化業務」の推進をはじめ、従前よりの農地法の許認可業務、担い手の確保・育成、遊休農地の把握と利用意向調査、農業者年金の周知と加入促進、坂出市農業経営者協議会への支援など、各種事業に鋭意取り組んでまいりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、農業者との意見交換会や先進地への視察研修といった、大人数での集会や移動を伴う事業は感染防止の観点から中止を余儀なくされました。

新型コロナウイルスの影響を受けながらの事業実施ではありましたが、その取り組みに際しましては、市農政部局をはじめ、香川県農業会議、香川県農地機構、中讃農業改良普及センターなど、関係機関各位から格段のご指導・ご協力を賜りましたことに感謝申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、ご来賓よりご祝辞を頂戴したいと存じます。

坂出市長 有福哲二様 よろしくお願ひいたします。

【有福市長】

(内容省略)

【事務局長】

ありがとうございました。

続きまして、香川県農業会議、事務局長近藤弥様よろしくお願ひいたします。

【近藤事務局長】

(内容省略)

【事務局長】

ありがとうございました。

本来でありましたら、ご来賓の方、皆様よりご祝辞を頂くところでございますが、時間の関係もございますので、ご臨席の方々のご紹介をさせていただきます。

- | | |
|----------------|---------|
| ・坂出市長 | 有福 哲二 様 |
| ・坂出市議会議長 | 楠井 常夫 様 |
| ・坂出市議会市民建設副委員長 | 植原 泰 様 |
| ・香川県農業会議 事務局長 | 近藤 弥 様 |
| ・坂出市建設経済部長 | 木下 昌和 様 |
| ・坂出市農林水産課長 | 渡辺 靖生 様 |

なお、公務のため有福市長、楠井市議会議長、植原市民建設副委員長におかれましては、ここで退席をさせていただきます。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 37 名のうち 32 名の出席をいただいております。

従いまして、坂出市農業委員会総会会議規程 5 条により、本日の総会が成立していることをご報告致します。

また、川田一博委員、綾野富夫推進委員、乃村一彦推進委員、谷口正行推進委員からは欠席届と委任状の提出を頂いております事を併せてご報告致します。

次に、議長の選出でございますが、総会会議規程第 6 条に、「総会の議長は会長が行う」と規定されておりますので、以後の進行は中村会長が行います。中村会長よろしくお願い致します。

【中村会長】

それでは、私の方で議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、本日の議事録署名委員および書記を選任させていただきます。

議事録署名委員に、富木田委員と濱崎推進委員のお二人にお願いします。

書記につきましては、佐藤書記にお願いします。

それでは、ただいまから、審議に移らせて頂きます。

まず、第 1 号議案「令和 3 年度事業報告」を議題に供します。

令和 3 年度 事業報告につきましては、先ほどのご挨拶で申し上げました内容と重複いたしますので、お目通しをお願いします。

次に、令和 3 年度の主要業務について事務局より報告致します。

【事務局長補佐】

それでは、事務局より「令和 3 年度主要業務」につきまして、ご報告をさせていただきます。

資料の 3 ページから 5 ページをご覧ください。令和 3 年 4 月から令和 4 年 3 月までの活動状況でございます。

時間の関係もございますので、主な業務のみを申し上げます。

定例行事としましては、毎月 7 日開催の定例農家相談を合計 12 回、毎月 20 日開催の定例会を 12 回開催しております。

それから、7 月 27 日に通常総会を開催いたしました。9 月末には遊休農地解消の為に全体会議を書面開催し、各地区毎に遊休農地の現地確認を実施しました。

また、12 月に香川県農業会議主催の農業委員・推進委員研修会に参加しました。

その他、県内 8 市 9 町で構成する「市町農業委員会会長会」、8 市で構成する「八市農業委員会会長協議会」、中讃地区 3 市 5 町で構成する「中讃地区農業委員会連合会」「中讃農業改良普及協議会」などを通じまして、各市町・関係機関・団体と連携を取りながら、農業委員会業務の円滑な推進に努めてきたところであります。

そのほかの業務につきましては、お目通しを頂きたいと存じます。

以上で、令和 3 年度「主要業務」の説明とさせていただきます。

【中村会長】

続きまして、農地関係部門についての事業報告を、大原会長職務代理より報告願います。

【大原会長職務代理】

それでは、第 1 号議案 令和 3 年度事業報告のうち農地関係部門の報告をさせていただきます。

資料の 6 ページをお開きください。

毎月開催の定例会は毎月 20 日を定例日と定め、午前 9 時より開催しております。毎回、大半の方々にご出席を頂き、農地法等の許認可案件等について審査を行いました。

審査にあたっては、申請の必要性・確実性・緊急性を精査するとともに他法令にも留意しながら審査しました。

また、無断転用案件など事前に現地確認が必要と思われるものは、定例会前日に会長職務代理および現地調査委員 3 名で現地調査を実施し、必要に応じて指導も行いました。

令和 3 年度における許認可案件については、下段の表にありますとおり、3 条関係からその他の案件まで、通算で 566 件について審査を行いました。

前年度と比較して、全体で 51 件、約 13ha の減少となっております。

農地法第 4 条と 5 条の農地転用は、合計で 15 件、13,704 m²の増加。

利用権設定は、74 件、137,782 m²の減少となっております。

3 年度の内訳は、資料の 10 ページから 13 ページに掲載しておりますので、ご覧ください。また、年度ごとの比較表は、資料の 33 ページから 38 ページに掲載しておりますので、ご覧ください。

次に、資料の 7 ページ、農地無断転用防止事業について農地の無断転用は、税務課からの情報提供や農家相談等により発見するケースが大半であります。

無断転用は、違法行為である旨を周知するとともに、適正な農地転用申請を提出することを指導してまいりました。

また、「農業委員会だより」でも、農地法の違法行為であることを啓発し、防止に努めています。

資料の 8 ページをご覧ください。

定例農家相談は、毎月 7 日を定例農家相談日と定め、農業委員 1 名・推進委員 1 名の輪番制で出席を頂き、午前 9 時から 11 時まで農家の相談を受け付けました。

相談実績は、8 ページの表にあるとおりです。

また、遊休農地の相談に対しては、農地所有者に通知書を送付し、農地の適正管理を指導してまいりました。

次に、農地機構への農地の集積状況ですが、農地集積専門員と地元農業委員・推進委員、JA職員、産業課職員と連携して、遊休農地の解消と新規就農者への支援を図りました。

農地法第3条の3に基づく相続等の届出・農地所有適格法人に対する勧告・和解の仲介については、9ページにあるとおりです。

以上で、令和3年度 農地関係部門の事業報告を終わります。

【中村会長】

続きまして、農政関係部門についての事業報告を、大原会長職務代理より報告願います。

【大原会長職務代理】

それでは、第1号議案 令和3年度事業報告 のうち農政関係部門の報告をさせていただきます。

資料の14ページをお開きください。

農政関係部門の審議事項につきましては、毎月開催される定例会の中で第8号議案以降として上程し、農業経営改善計画認定申請、農業振興地域整備計画変更事前協議、新規就農計画認定申請等について審議を行いました。

さらには、全国農業新聞の推進、農業者年金の加入促進、女性農業委員の研修会等も実施しました。

農政関係部門での審議実績は、14ページの表にあるとおりです。

次に、農業者との意見交換会の開催について坂出市農業経営者協議会の会員と、坂出市長・中讃農業改良普及センター所長・坂出市農業委員会役員による意見交換会を、毎年開催しておりましたが、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により開催を見合わせました。

農業委員会だよりの発刊について農業委員会の各種業務についての理解と協力を得るため「委員会だより」を編集してまいりました。

毎年12月に農業委員会の活動内容等を掲載し、市内全農家に配布しております。第35号「農業委員会だより」の主な掲載内容は、15ページのとおりで。

次に、16ページをご覧ください。

農地利用集積事業について農業の中核的担い手である農地所有適格法人と認定農業者を確保・育成するため、農用地利用集積計画を始めとする利用権の集積等を通じて、農地の有効利用、保有合理化の促進、地域農業の振興、農業構造の確立に努めました。

農地利用集積の実績は16ページの表のとおりです。

目標の70haには至りませんでした。順調な実績を上げております。

市単独農地流動化助成金交付事業について認定農業者が、新規に6年以上の賃貸借の設定をした場合に助成金を交付するもので、3年度は、助成対象者がいませんでした。

認定農業者等担い手の育成及び確保について地域の担い手となる農業経営者の確保・育成及び新規就農者の支援をする為、関係機関と連携し、3年度においては、新規就農者1名を認定しました。

農業者年金業務について農業者の老後生活の安定と福祉の向上を図るため、制度の広報活動を実施し、現況届の取りまとめなどの業務に努めました。

次に、18ページをご覧ください。

経営改善支援活動事業について認定農業者等、意欲と能力のある農業経営者で組織する『坂出市農業経営者協議会』に対し、関係機関の指導と協力を得て、簿記記帳講習会・確定申告相談会などを開催し、知識の向上や会員相互の連携・意識の高揚に努めました。

会議の実施状況は表にあるとおりです。

農地利用状況調査・農地利用意向調査について市内全域を対象に、農地の利用状況を調査しました。また遊休農地の利用意向調査も併せて実施しました。

遊休農地所有者等に対して、利用意向調査を行なったことで、農地利用集積が進み、遊休農地解消に一定の成果があったものと認識しております。

約 2.6ha の遊休農地が解消されたものの、一方で新規の遊休農地も発見され、合計面積ではほぼ横ばいの状況にあります。

調査結果は 39 ページに掲載しておりますのでご覧下さい。

以上で令和 3 年度 事業報告を終わります。

【中村会長】

ただいま、第 1 号議案につきまして、報告がありましたが、この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

< 異議なしの声多し >

【中村会長】

別段、ご意見もないようですので、第 1 号議案 「令和 3 年度事業報告」については、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

承認をいただける方は、拍手をお願いします。

< 拍手あり >

【中村会長】

ありがとうございました。それでは、第 1 号議案「令和 3 年度事業報告」については、原案どおり承認することといたします。

続きまして、第 2 号議案「令和 4 年度事業計画（案）」を議題に供します。

第 2 号議案、令和 4 年度 事業計画（案）について、農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などから本市農業を守り発展させるため、下記事項を重点事項として、香川県農業会議・香川県農地機構・中讃農業改良普及センター・J A 香川県・坂出市などの関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、鋭意取り組んでいくものとする。

また、農業委員会法改正に伴う本市農業委員会の、農地利用最適化推進委員を含めた新しい体制を確立・活性化し、農地利用の最適化等に向けた取り組みを進めていく。

1. 農地等の利用の最適化の推進
2. 農地の利用状況調査と土地利用意向調査
3. 担い手への農地集積，権利関係の調整，優良農地の確保
4. 認定農業者の育成と農業経営者協議会への支援
5. 農業者年金の加入促進・強化
6. 農業経営者に対する情報提供
7. 要望活動の取り組み・就農者の意見集約

なお、重点項目につきましては事務局より、また、農地関係部門・農政関係部門の事業計画(案)につきましては、会長職務代理より報告を申しあげます。

では、主要業務と令和 4 年度予算について、事務局の説明を求めます。

【事務局長補佐】

それでは事務局より、令和4年度 事業計画（案）の内、重点事項についてご説明させていただきます。

資料の21ページをお開きください。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、市町村に設置される行政委員として、農地法その他の法律により、その権限に属された事務及び農地等の利用の集積、その他農地等の効率的な利用の促進に関する事務等を実施しています。

このうち、法令事務については、農業委員会の判断で事務処理がなされていることから、公平性・透明性が強く求められております。このことから、活動計画の策定、議事録の公表等、『農業委員会の見える化』により取り組むものとします。

その第1点目は、議事録の縦覧・公表個人情報保護条例等に十分留意の上、農業委員会窓口およびインターネットでの公表。

2点目は、総会及び定例会の開催日の周知 「農業委員会だより」及び農業委員会窓口等の掲示をする。

3点目は、活動計画等及び点検・評価・公表 当該年度の活動に対する点検・評価、及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画の検討であります。

農業委員の取組としては、① 活動の記録と報告、② 年間活動目標の設定と結果の報告、③ 定例農家相談の実施に取り組んでまいります。

22ページをご覧ください。

令和4年度においても、昨年と同様、利用状況調査と利用意向調査を実施し、担い手農家への利用集積を促すことにより、遊休農地の解消を図ってまいります。

遊休農地の解消目標面積は11haとし、委員1人当たり、3,000㎡以上を目標とします。

次に、23ページをご覧ください。

令和4年度 農業委員会歳出予算について、説明をさせていただきます。

農業委員会予算 総額	5,291万8千円
うち農業委員報酬	1,491万円
6段目の報償費	15万3千円
(定例会前日の現地調査等)	
7段目の旅費	71万1千円
(県外視察研修費等)	
8段目の交際費	7万円
(会長交際費として慶弔費)	
9段目の需用費	81万3千円
(事務局内の消耗品、農業委員会だより印刷代等)	
10段目の役務費	64万9千円
(今年度購入予定タブレットの通信費等)	
12段目の使用料及び賃借料	79万7千円
(農家台帳と基幹システムを連携するための使用料等)	
13段目の備品購入費	40万円
(タブレット端末10台分)	
14段目の負担金補助及び交付金	140万4千円
(香川県農業会議負担金等)	

などであります。

なお、令和4年度におきまして購入するタブレット端末について説明します。

これは、農林水産省が全国全ての農業委員会にタブレットの配布を進めており、農地利用最適化推進委員等が利用状況調査に基づき遊休農地の有無や所有者の意向等を、タブレットを活用して把握し、現場で収集した農地情報を速やかに登録できるようにするためです。

納入時期は未定なので、今年度の利用状況調査で利用できるかはわかりませんが、交付決定を受けた農業委員会から順次配布されます。

10 台というのは、推進委員の半数ということで 10 台になりまして、全額国の補助になりますが、全ての推進委員さんに配布できないので、どのように使用するのかは、今後、調整させていただきます。

また、操作方法等につきましては、今後、説明会等を開催してくれると思われます。

以上で事務局からの説明を終わります。

【中村会長】

続きまして、農地関係部門につきましの事業計画を、大原会長職務代理に説明をお願いします。

【大原会長職務代理】

資料の 24 ページをお開きください。

農地は、国民の基本的な食料の安定供給のための生産基盤であるばかりでなく、水源のかん養・洪水調整・大気の浄化・風致景観など、極めて多くの機能を有するかけがえない資源です。

農地関係部門においては、多面的機能を有する農地を守るため、農地法を遵守し、農地法等の許認可業務を始めとする諸問題について、農家の立場を考慮しつつ関係法令に照らし、公平かつ迅速な処理を行います。

また業務の遂行に当たっては、透明性・公平性に留意し、『農業委員会活動の見える化』に努めるものとします。

農地法等許認可業務について定例会は、毎月 20 日(休日の場合はその前日)を定例日と定め午前 9 時に開催する。

農地法第 3 条申請については、農地の下限面積や通作距離、経営状況等、農地の取得要件を十分調査し、農地が効率的・有効的に利用できるのか否かを審議する。

農地法第 4 条・5 条申請については、特に転用申請の必要性、確実性、緊急性の 3 要素を満たしているか否か、土地改良区の同意や被害防除計画書の添付があるか否か、また、隣接農地関係者の同意の必要性などを十分調査するとともに、農業振興地域の整備に関する法律や都市計画法、建築基準法などの関係法令にも留意し、公平かつ公正な審議をする。

非農地証明願については、農地法施行前より非農地であるか、自然災害により農地としての復旧が著しく困難であるか、やむを得ない事情により 20 年以上にわたり耕作が放棄され農地としての復旧が著しく困難であるか、農地法に基づく調査において「再生利用が困難な農地」と判断された土地等について、農業委員の現地調査を行い判断します。

無断転用防止事業について、無断転用は、毎年 1 h a 程度確認していますが、大部分が住宅用地等であり、過去において既に完了しているものが多く見受けられます。

優良農地を守る為、農業委員による無断転用防止パトロールを行うとともに「農業委員会だより」や市広報紙を通じた啓発活動を併せて実施するなど、無断転用防止に鋭意取り組んでまいります。

定例農家相談について、毎月 7 日、休日の場合はその翌日、を定例農家相談日とし、輪

番制により実施する。

相談内容は、相談ノートに記録し保存するものとする。

農地法第3条の2（農地及び採草放牧地を適正に利用していない者への勧告）農地法第3条の3（相続等で農地を取得した場合の届出）また、農地法第25条1項に基づく和解の仲介等に鋭意取り組む。

農地紛争などの和解の仲介については27ページのとおりです。

以上で令和4年度 農政関係部門の事業計画（案）の説明を終わります。

【中村会長】

続きまして、農政関係部門につきまして、大原会長職務代理に説明をお願いします。

【大原会長職務代理】

資料の28ページをお開きください。

目まぐるしく変化する農業諸情勢の中、本市農業経営基盤強化促進基本構想の実現のため、農業者の意見把握に努め、認定農業者や担い手の確保・育成、農地の利用集積に鋭意取り組むことにより、持続可能な力強い農業の実現に努める。

また、農業者が老後に安心して暮らせるよう、農業者年金の加入推進にも努める。

認定農業者等担い手の育成及び確保について、意欲ある農業経営者に認定農業者のメリット等の周知を行うとともに、中讃農業改良普及センター・市農林水産課・JA香川県等の関係機関との連携を図り、認定農業者等担い手の確保・育成に努める。

認定農業者3経営体、うち農地所有適格法人1経営体の増加を令和4年度の目標とします。

農地集積支援事業について、認定農業者等、担い手への利用集積のため、農地中間管理機構・市農林水産課・JA香川県と連携を密にし、利用集積の拡大に努める。

集積面積70haを令和4年度の目標とします。

経営改善支援事業について、坂出市農業経営者協議会は、農業経営の健全な発展、農業経営者の社会的・経営的地位向上に寄与することを目的とし、優良先進地視察研修、簿記記帳講習会、各種研修会の開催や交流会などの参加を通じて、会員相互の連携・研さんに努め、効率的かつ安定的な農業経営の確立をめざします。

令和4年度の活動目標は、29ページのとおりです。

資料の30ページをお開きください。

農業者との意見交換会の開催について、平成22年度より実施している認定農業者等の担い手育成を始め、農業者との「意見交換会」を市長・中讃農業改良普及センター・市農林水産課の出席を賜り開催し、本市農業の振興施策等につき意見交換を行い農業施策等に関する改善意見に反映させる。

意見交換会の時期は、令和5年2月を予定していますが、新型コロナウイルスの状況により、今後予定どおり開催できるか見通すことは難しい状況です。

農業者年金業務について、農業者年金の一層の加入促進を図るため、引き続き関係機関・団体と連携し、農家へのリーフレット配布等の広報活動や担当者の知識向上を目的とした年金業務担当者会を開催するなどの取り組みを行う。

以上で令和4年度 農政関係部門の事業計画（案）の説明を終わります。

【中村会長】

ただいま第2号議案につきまして、大原会長職務代理より報告がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いします。

< 異議なしの声多し >

【中村会長】

別段、ご意見もないようですので、第2号議案「令和4年度事業計画（案）」について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

ご承認をいただける方は、拍手をお願いします。

< 拍手あり >

【中村会長】

ありがとうございました。第2号議案「令和4年度事業計画（案）」について原案どおり承認することといたします。

次に、その他案件として、事務局の方で、何かございますか。

【事務局長】

「農地利用最適化交付金事業」の大幅な変更がなされ交付金事業の実績基準が大変厳しいものに改正されています。

今後の農地集積活動等をどのように行えばよいか、本日ご臨席いただいております、農業会議の近藤事務局長に改正点等についてお話を伺いたいと思います。

【近藤事務局長】

(内容省略)

【事務局長】

本年も、農地利用状況調査についての全体会議を9月末ごろに予定しております。また日程が決まりましたら、文書でお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

【中村会長】

以上をもちまして、本日の案件は全て終了致しました。

これで議長を解任させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

【事務局長】

最後に、閉会に当たりまして、中村会長よりご挨拶を申し上げます。

【中村会長】

長時間にわたるご審議お疲れ様でございました。

令和4年度の事業計画（案）が全て承認されましたが、農業委員・推進委員には、農地等利用の最適化の推進を始め、遊休農地の解消や無断転用の防止、さらには担い手農家の育成など、様々な活動が求められております。

令和の時代に対応した責務はますます重く、そして業務は増えると思われます。また新型コロナウイルス感染防止のために生活様式にも変化が求められており、委員会活動にも何かと支障が出るケースも考えられますが、今後も協力して業務を進めて行く必要があります。

本市農業の発展のため、皆様共々、地道かつ活発な取り組みを行うことを確認して、本日の総会を終了とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【事務局長】

それでは、以上をもちまして、令和4年度 坂出市農業委員会 通常総会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

11:14 終了